

## 感染拡大防止に係る呼びかけについて

令和4年1月20日  
国土交通省

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）に基づく基本的対処方針では、外出・移動の自粛について、以下のとおり規定されている。

### （１）緊急事態措置を実施すべき都道府県について

- ・ 特定都道府県は、法第45条第１項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。
- ・ 不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促す。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

### （２）まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県について

- ・ 都道府県は、措置区域において、法第24条第９項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛（中略）について、住民に対して協力の要請を行うものとする。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

### （３）（１）～（２）以外の都道府県について

- ・ 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すものとする。
- ・ 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、この場合において、対象者全員検査を受けた

者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

当該規定を踏まえ、国土交通省対策本部において、大臣から感染拡大防止に係る呼びかけを実施するよう指示がなされたところ、次のとおり対応するものとする。

#### 呼びかけを行う対象施設

- ・ 空港ターミナル
- ・ 鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・ バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・ フェリー・旅客船ターミナル
- ・ SA・PA、道の駅

#### 呼びかけ内容

##### （１）まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都県

（群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県）

国土交通省からのお願いです。新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、混雑した場所への外出や、検査を受けていない方の不要不急の都道府県間の移動は極力控えていただくなど、感染拡大防止へのご協力をお願いします。

##### （２）それ以外の道府県

国土交通省からのお願いです。新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、検査を受けていない方のまん延防止等重点措置が実施されている地域への不要不急の移動は極力控えていただくなど、感染拡大防止へのご協力をお願いします。